令和2年度

第1回 函館市いじめ防止対策審議会 全体会

日 時 令和2年5月18日(月) ~5月29日(金) までの間で各委員が指定する日時

場所 各委員が指定する場所

函館市教育委員会

令和2年度 第1回函館市いじめ防止対策審議会全体会

日 時 令和2年5月18日(月)

~5月29日(金)

までの間で各委員が指定する日時

場 所 各委員が指定する場所

- 1 開 会
- 2 議事
- (1) 会長および副会長の選出について
- (2) 部会に属する委員の指名について
- (3) 部会長の選出について
- (4) 令和元年度事業報告について
- (5) 令和2年度事業計画について
- (6) その他
- 3 閉 会

函館市いじめ防止対策審議会 委員

※ 2020年5月改選

いじめ防止対策部会				
区分	氏 名	所属・役職	推薦団体	
教育職員	****	函館市立 潮光中学校 •校長	函館市 小中学校長会	
	^{ウルシバタ} ヒデュキ 漆畑 英幸	函館市立 昭和小学校 ・主幹教諭	函館市 小中学校生活指導 研究協議会	
関係団体の推薦する者	**シヤマ ツョシ 干山 毅	函館市 PTA連合会 ・会長	函館市 PTA連合会	
	^{カワイ ユキコ} 川合 裕紀子	函館人権擁護 委員協議会 ・委員	函館人権擁護 委員協議会	
公募による者	**/^> リェ 越橋 理恵	公募者		
	マックラ 松浦 まどか	公募者		
その他 ※	^{オカデ} ヒロキ 岡出 浩紀	北海道 児童相談所 地域支援課 ・課長		

重大事態調査部会					
区分	氏 名	所属・役職	推薦団体		
関係団体の推薦する者	伊藤 詠子	函館ききょう 法律事務所 ・弁護士	函館弁護士会		
	タダ ナオト 多田 直人	五稜郭 メンタル クリニック ・院長	函館市医師会		
	伊藤繁子	函館家庭生活 カウンセラー クラブ・代表	函館家庭生活カウ ンセラークラブ		
その他 ※	金谷 美也子	函館市 こころの相談員			
	アキヤマ タカユキ 秋山 隆 行	函館市 スクールソー シャルワーカー			
学識経験のある者	ミカミ キョカズ 三上 清和	北海道教育 大学函館校 教職大学院 ・特任教授			
	ナカムラ ヨシヒデ中村 吉秀	北海道教育 大学函館校 教職大学院 ・特任教授			
その他 ※	シブヤ マサヒロ 澁谷 昌広	函館市地域包括 支援センターよ ろこび	北海道 社会福祉会 道南地区支部		

令和元年度 いじめ・不登校等対策推進事業

1 函館市いじめ防止対策審議会の開催

対策部会

- 調査部会
- 7月16日(火) 第1回函館市いじめ防止対策審議会全体会 15時30分~ 函館市役所5階 教育委員室
 - ・会長および副会長の選出について
 - ・部会に属する委員の指名について
 - ・部会長の選出について

- ・平成30年度事業報告について
- ・令和元年度事業計画について
- その他
- 10月4日(金)15時30分~ 函館市役所5階 教育委員室
- ・推進事業に関する協議
 - ・いじめ等に関する協議
 - ・いじめ撲滅啓発用リーフレットに関す る協議
 - その他
- 11月15日(金)
 - ・いじめ等の問題について考える集会

- 8月9日(金)18時30分~ 北海道教育大学函館校
 - 事例研修

- 12月17日(火)15時30分~ 函館市役所5階 教育委員室
 - ・研修:司法面接法について 講師:函館地方検察庁

検事 大河内 梨沙 氏

- ・推進事業に関する協議
- その他
- 1月21日(火)18時~ 北海道教育大学函館校
 - ・司法面接法に係る研修
- 2月14日(金) 第2回函館市いじめ防止対策審議会全体会 15時30分~ 函館市南北海道教育センター視聴覚教育研修室
 - ・函館市いじめ撲滅啓発用リーフレット 等について
 - ・令和元年度の事業推進について
- ・次年度の事業推進について

2 いじめ等の問題について考える集会の開催

- 11月15日(金)14時~15時30分
 - ・会 場 函館市国際水産・海洋総合研究センター 大会議室
 - ・テーマ 「事例から考える~わたしたちが主体となった取組~」
 - 内 容
 - (1)協議1:いじめに関する事例から考える
 - (2)協議2および全体交流:児童生徒が主体となった取組例から考える
 - (3) 講評 (函館市いじめ防止対策審議会委員より)
 - 対 象 児童生徒、学校関係者、保護者、関係機関等

参加者計228名

3 「函館市いじめ防止基本方針」の改訂(令和元年10月改訂)

- Web上に「基本方針」を掲載し、周知を図る。
- 市内各小・中・高等学校に「啓発資料」を送付し、校内掲示と児童生徒および保護者への 周知を依頼する。

4 「はこだて子どもほっとライン~子どもの悩み相談電話」の開設(継続事業)

○ 函館市こころの相談員室, 函館市南北海道教育センター, 教育指導課に相談電話の窓口を 設置する。

・はこだていじめSOSダイヤル
(函館市こころの相談員)
・函館市南北海道教育センター
TEL 57-3009
57-6644
TEL 57-8251

・函館市教育委員会学校教育部教育指導課 TEL 21-3557

5 いじめ撲滅啓発に関する活動

○ いじめ撲滅啓発用リーフレットの作成

リーフレット 『函館 いじめ見逃しゼロへ ~いじめ見逃しゼロの学校・地域を目指して~』

- ·作成部数 20,000部
- ・市内各小・中・高等学校の全保護者、教職員、各関係機関に配布

令和2年度 いじめ・不登校等対策推進事業 (案)

1 函館市いじめ防止対策審議会の開催

対策部会 調査部会

○ 5月18日(月)~5月29日(金)までの間で各委員が指定する日時 第1回函館市いじめ防止対策審議会全体会 ※ 持ち回り開催

各委員が指定する場所

- ・会長および副会長の選出について
- ・部会に属する委員の指名について
- ・部会長の選出について

- ・令和元年度事業報告について
- ・令和2年度事業計画について
- その他

- 10月2日(金)予定
 - ・推進事業に関する協議
 - ・いじめ等に関する協議
 - いじめ撲滅啓発用リーフレットに関する協議
 - その他
- いじめ等の問題について考える集会 (中学校)

中学校生徒会協議会総会とタイアップ ※ 日時については中学校生徒会協議会 との協議により決定

- 11月2日(月)予定・いじめ等の問題について考える集会 (小学校)
- 12月18日(金)予定
 - ・いじめ等に関する協議
 - ・推進事業に関する協議
 - その他
- 2月19日(金)予定 第2回函館市いじめ防止対策審議会全体会
 - ・いじめ等に関する協議
 - ・令和2年度の事業推進の成果と課題に 関する協議
- ・次年度の事業推進について

2 いじめ等の問題について考える集会の開催

- 〇 中学校
 - ・日 時 未定
 - •会 場 未定
 - ・テーマ (仮)「いじめ見逃しゼロに向けて」
 - 対 象 予定(生徒,学校関係者,保護者,関係機関等)
- 小学校
 - · 日 時 11月2日(月)予定
 - ·会 場 弥生小学校、戸井西小学校(WEB会議)、日新小学校(WEB会議)予定
 - ・テーマ (仮)「いじめ見逃しゼロに向けて」
 - ・対 象 予定(弥生小学校・青柳小学校・あさひ小学校・戸井西小学校・日新小学校の代表児童、学校関係者、保護者、関係機関等)

3 「はこだて子どもほっとライン~子どもの悩み相談電話」の開設(継続事業)

○ 函館市こころの相談員室, 函館市南北海道教育センター, 教育指導課に相談電話の窓口を 設置する。

・はこだていじめSOSダイヤル (函館市こころの相談員)

TEL 57 - 300957 - 6644

・函館市南北海道教育センター

TEL 57-8251

· 函館市教育委員会学校教育部教育指導課

TEL 21 - 3557

4 いじめ撲滅啓発に関する活動

○ いじめ撲滅啓発用リーフレットの作成

リーフレット(仮) 『函館 いじめ見逃しゼロへ

~いじめ見逃しゼロの学校・地域を目指して~』

- ·作成部数 20,000部
- ・市内各小・中・高等学校の全保護者、教職員、各関係機関に配布

教育委員会のその他の取組

(1) 適応指導教室の設置

平成2・3年度の文部省研究委託「登校拒否児童生徒の適応指導の在り方に関する調査研究」の後、平成4年度から、函館市南北海道教育センター内に適応指導教室(「やすらぎ学級」)を設置し、不登校児童生徒への指導・援助を行っている。

(2) 相談指導学級の開設

平成10年度から,不登校の中学生を対象に戸倉中学校の分教室として湯川小学校内に相談指導学級(「ふれあい学級」)を開設している。

(3) スクールカウンセラーの活用

令和2年度は、13名のスクールカウンセラーが、中学校17校を訪問し、生徒や保護者への個別相談、教職員に対する研修等を行っている。

令和元年(平成31年)度より中学校を拠点校とし、函館市内すべての小・中学校において、 年1回以上、スクールカウンセラーを派遣することとしている。

(4) 特別支援教育支援員の活用

平成20年度から始まった事業で、今年度は70名の支援員が小・中学校45校に配置されている。

(5) 函館市こころの相談員の配置

平成25年度から、函館市いじめ等巡回相談員として、いじめを中心とした問題における 児童生徒や保護者への対応を行うとともに、専門的知識をもった臨床心理士等が学校を訪問 し、指導助言等を行ってきた。平成29年度から名称を函館市こころの相談員と改称し、い じめや不登校をはじめとする問題等に対し幅広く対応するため、相談員2名を配置している。

(6) 函館市スクールソーシャルワーカーの配置

令和元年(平成31年)度から、児童生徒、保護者および学校からの相談対応や児童生徒および保護者の実態把握、さらに保護者、学校および関係機関等との連絡調整などの支援等を目的として、福祉や教育の分野における専門的な知識、活動経験の実績等を有する2名を配置している。

(7) 函館市南北海道教育センターの事業

- ① 研修事業(いじめ等に関する)
 - ・6/12 (延期)「道徳教育」 ・8/3 「生徒指導 I」 ・8/4 「生徒指導 II」

など

② 教育相談事業

教育センターにおいて、保護者・子どもそれぞれを対象とした、不登校等に関する教育相談およびカウンセリング等を行っている。(来所相談・電話相談)

(8) 学校ネットパトロール事業の実施

平成22年度より、函館市立小・中・高等学校を対象に、SNSによる誹謗中傷やいじめが危惧される書き込み等に対するネットパトロールを実施するとともに、個人情報の流出・違法情報・公序良俗に反する情報、いじめにつながるような有害な情報や不適切な書き込み等の通報を受け付ける通報窓口を開設している。

(9) 函館市SNS教育相談事業の試行実施

令和元年度,いじめの早期発見・早期対応を図るとともに,いじめを含む様々な悩みを抱える生徒の問題の深刻化を未然に防止するため,ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS)を活用した相談を試行的に実施した。今年度も試行実施する予定。

(10) 函館市小・中学校生徒指導研究協議会の開催

平成9年度より、小学校生徒指導担当者と中学校生徒指導主事が一堂に会し、函館市における生徒指導上の課題を明らかにするとともに、小・中学校の連携の在り方について協議を行い、各学校の生徒指導の充実を図っている。(年1回開催)

- 令和2年11月6日(金)
 - ・シンポジウム・協議・講義:「チーム学校としての生徒指導対応」

~関係機関と連携した不登校への対応~

講師:北海道教育大学札幌校教授平野直己氏

(11) 子どもの生活を考える会の設置

青少年の非行が全国的に多発していた昭和57年に「子どもの生活を考える会」を設置し、 学校・家庭・地域関係機関等が一体となり、非行防止のための啓発活動や日常の地域活動、 環境浄化活動、相談援助活動等に取り組んでいる(主な活動:各種教育講演会の開催、少年 少女セーブサポート運動)。

現在、附属小・中学校を含む小・中学校を全8ブロック編成として取り組んでおり、平成19年度には、高校生暴行死事件を受けて、10月11日(木)に、緊急集会を開催し、事件の概要説明や「子どもの笑顔に出会うために」と題した講話、「みんなで子育て、はこだてっ子」をテーマとした意見交流を行った。

平成30年度は、平成31年2月1日(金)に中谷 通恵氏を講師として招聘し、「考えよう大人の役割~子ども達の未来を守るネット対策~」を演題とした教育講演会を行った。

(12) 学校教育指導資料の作成・発行

- ・かけがえのない自分,支え合う仲間たち~いじめのサインを見逃さないために~ (平成7年3月)
- ・かけがえのない子どもたち~人権を大切にする教育を進めるために~ (平成9年3月)
- ・一人一人に豊かな心をはぐくむ道徳教育を進めるために(平成18年3月)
- ・ともに生きる子どもの育成(情報モラル教育)(平成20年3月)
- ・子どもたちの笑顔のために(特別支援教育)(平成21年3月)

- ・届け!いじめ0~の願い~みんなの力で、なくそう「いじめ」~(平成23年3月)
- ・子どもたちを危機から守るために~今日的な生徒指導の課題への対応~ (平成24年3月)
- ・「道徳の時間」の充実のために~教科化に向けて「やってみよう!」~(平成28年3月)
- ・支持的風土の醸成~子どもたちの笑顔のために~ (平成29年3月)
- ・すべての子どもの学びに向けて(令和元年6月)
- ・「すべての子どもの学びの保障」の実現に向けて(令和2年4月)

などの学校教育指導資料を作成し、市内の全学校・園教職員に配布した。

函館市教育委員会主催「いじめ等の問題について考える集会」の改善について

1 開催の目的

学校、家庭、地域社会および関係機関等が一体となり、本市の教育に関する様々な取組や課題等について協議・交流を通じて、子ども一人ひとりが豊かな生活を送るための取組の充実を図る。

2 改善の趣旨・方向性

- ・平成29年度は函館市立全中学校、平成30年・令和元年度は函館市立全小中学校へ参加を求めたところ、児童生徒が授業を抜けて集会に参加することや、事前準備の時間が生み出せないこと、会場への移動に関わること(バスの依頼、タクシー料金)、既存の取組の充実を図ることなどについて考慮してほしいという要望があった。また、戸井地区・恵山地区・椴法華地区・南茅部地区は会場までの移動が大変であるとの意見があった。
- →各学校の実態を踏まえると、小中合同で全市一斉による集会実施は難しいものと考えるため、小学校は地区ごとに数年間をかけ、全市で実施するとともに、小学校生活指導研究協議会において、各学校の取組の共有化を図る。また、戸井地区・恵山地区・椴法華地区・南茅部地区の小学校は、WEB会議システムを活用し、遠隔地からの参加とする(令和2年度対象校と協議し、施行実施予定)。中学校は生徒会協議会総会とタイアップして実施する。
- ・過去3年間,中学校生徒会協議会事務局当番校が当該集会の司会を担った。当番校より,生徒の指導等を計画的に行いたいことから今後の見通しを示してほしいという要望があった。
- →今後, 4年間を見通したスケジュールにより実施する方向で考える。

3 参加対象

対象校の函館市立学校の代表児童(各校2名程度),函館市立学校の教職員、保護者および市民

4 テーマおよび開催日程等

4年間を目途に、テーマおよび開催日程等の見直しを行う。なお、対象校との協議により、年度毎に多少の変更は可能とする。令和2年度~5年度については、これまでの取組を継続し「いじめの防止等」について推進する。

5 開催予定期日・会場、対象校(案) ※ 開催予定期日:11月1日(北海道教育の日)または11月1日に近い平日

年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年
十段	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
開催予定日	11月2日(月)	11月1日(月)	11月1日(火)	11月1日(水)	11月1日(金)	10月31日(金)	11月2日(月)	11月1日(月)
予定会場	弥生小・戸井西小・日新小	大森浜小・えさん小	駒場小・臼尻小	東小	_	_	_	_
	弥生小	中部小	駒場小	高丘小	桔梗小	赤川小	八幡小	鍛神小
	青柳小	北星小	深堀小	上湯川小	中の沢小	神山小	万年橋小	東山小
	あさひ小	中島小	日吉が丘小	旭岡小		北昭和小	千代田小	本通小
対象校	戸井西小 (遠隔)	柏野小	湯川小	鱒川小		昭和小	亀田小	南本通小
对象似	日新小 (遠隔)	大森浜小	磨光小(遠隔)	東小		中央小	港小	北日吉小
		えさん小 (遠隔)	臼尻小(遠隔)	石崎小		北美原小		
		椴法華小 (遠隔)	大船小 (遠隔)		令和6年度以降の見通し			
					TTUU十反以降の元进し			
学校数	5	7	7	6	2	6	5	5

函館市いじめ防止対策審議会条例をここに公布する。

平成30年3月12日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市条例第36号

函館市いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第14条第3項および第28条第1項の規定に基づき,函 館市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に,函館市いじめ防 止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について 調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。
 - (1) 市立学校におけるいじめ(法第2条第1項に規定するいじめをい う。以下同じ。)の防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処 のための対策に関すること。
 - (2) 重大事態(法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同 じ。) に関すること。
 - (3) その他いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処に関し教育委員会が必要と認める事項
- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または

任命する。

- (1) 教育職員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体の推薦する者
- (4) 公募による者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い た後も同様とする。

(会長および副会長)

- 第5条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。
- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会に,第2条第1項第1号の所掌事務を分掌するいじめ防止対策部会および同項第2号の所掌事務を分掌する重大事態調査部会

を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、 その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の 決議とすることができる。
- 7 部会は、委員に調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案 の関係者と直接の人的関係または特別の利害関係を有する者がいるこ とにより当該調査審議の公平性および中立性が損なわれると認めると きは、その者を当該調査審議に参加させないこととする。
- 8 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、 第6条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み 替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和40年函館市条例第22 号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

Γ

中学校用教科用図書選定委員会の委員

日額 5,000円

Γ				
'	中学校用教科用図書選定委員会の委員	日額	5,000円	17
	いじめ防止対策審議会の委員	日額	5,000円	(<u> </u>

改める。